

エーザイ豊友会九州支部会計内規

2009年（平成21年）5月

2017年（平成29年）7月10日改訂

1. 総会出席者に対する交通費・宿泊費補助は次の通りとする。

1) 交通費補助

福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県以外の居住者に限り5,000円を補助する。

2) 宿泊費補助

福岡県・佐賀県以外に居住する会員が宿泊する場合5,000円を補助する。

2. 支部理事活動における諸経費について

支部理事が下記の活動を行った場合、諸経費（交通費等）を支払う。

1) 事務局業務およびその補助業務（慶弔連絡など）

2) 支部長が特に認めた事案（事後に理事会の承認を必要とする）

3. 理事会開催時における交通費と宿泊費、日当

1) 総会・新年会開催日に理事会が開催された場合の交通費

北九州市を除く福岡県外居住者の交通費（公共交通機関）を実費で支給する。

ただし1条1)とは重複せず本項を適用する。

宿泊費は、1の2)を適用する。

2) 臨時理事会開催時の交通費と宿泊費

交通費（公共機関）実費を支給する。

宿泊費は1の2)を適用する。

3) 理事会、臨時理事会の出席理事に日当1,000円を支給する

2017.7.10 臨時理事会より実施

3. 事務費

年間の事務費として、事務局と会計担当者に各10,000円を総会時に支給する。

エーザイ事務所に対しての手土産代（実費）を支給する。（2017年度より）

4. 実施

2009年（平成21年）5月16日改定

2010年（平成22年）3月6日改定

2011年（平成23年）2月25日改定

2011年（平成23年）9月17日改定

2012年（平成24年）10月1日改定

2014年（平成26年）5月11日改定

2014年（平成26年）10月17日改定

2017年（平成29年）7月10日改定